

# 日向市結婚新生活応援事業補助金 要件等チェックシート

新婚世帯（婚姻日が令和4年4月1日～令和5年3月31日）ですか？

↓ YES

→ NO

補

婚姻日時点において、夫婦双方の年齢が39歳以下ですか？

↓ YES

→ NO

助

申請時点で、夫婦双方又は一方の住民票の住所が、婚姻を機に新たに生活を送るために取得・賃借する日向市内の住宅となっていますか？

↓ YES

→ NO

金

夫婦の合計所得が、400万円未満ですか？

※婚姻を機に夫婦の一方又は双方が離職し、申請時点で無職の場合は、離職した者の所得は無いものとして計算します。

※貸与型奨学金の返済をしている場合は、所得証明書と同じ期間の返済額を所得から控除して計算します。

↓ YES

→ NO

対

以下の要件を満たしていますか？

- 市税を滞納していない。
- 世帯全員が暴力団員等ではない。
- 他の公的制度による家賃補助等を受けていない。
- 夫婦ともに過去に、この補助金や他の自治体において同様の補助金を受けたことはない。

↓ YES

→ NO

象

外

以下の対象経費のうち、令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に支払った費用がありますか？

- ①住宅取得に係る経費（新築、建売住宅・中古住宅の購入費用）
- ②住宅賃借に係る経費（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
- ③引越費用（引越業者・運送業者へ支払った費用）

↓ YES

→ NO

で

す

補助金の申請ができる可能性があります。総合政策課までご相談ください。